平成２１年（フ）第１２０号
宮城県白石市福岡深谷字松場27番地
債務者　日下紀美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６９号
宮城県石巻市鹿又字新田町浦62番地
債務者　吉田　史朗
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
秋田市旭川新藤田東町３番15号　セジュール旭川205
債務者　奈良　鉄也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０６号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字苦竹23番地３中央団地Ｋ４号―13
債務者　渡邉　和子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１０８号
秋田県大館市比内町大葛字森合下家下10番地１、前住所青森県弘前市大字千年４丁目６番地62
債務者　畠山　　香（旧姓榊）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第７８号
千葉県茂原市東茂原９番地124
債務者　木幡　直人
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
富山県高岡市早川342番地
債務者　加藤恵理子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２１０号
富山県高岡市蓮花寺662番地８
債務者　荒井　正美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２１３号
富山県射水市海王町25番地　海王町市営住宅１―206
債務者　鹿渡　三郎
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１０６号
岐阜県加茂郡白川町三川2305番地
債務者　今井ますみ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１０８号
岐阜県可児市下切2742番地１　ＴｗｉｎＰｒｉｍｅ姫川101
債務者　岡　　正
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１７２号
三重県鈴鹿市長太新町２丁目13番28―２号、前住所三重県鈴鹿市郡山町669番地の21
債務者　井口　勝則
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３１号
三重県鈴鹿市加佐登２丁目13番33号
債務者　島田　朋幸
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３５号
三重県松阪市嬉野津屋城町179番地31
債務者　佐波　直也
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３４４号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―３棟304号
債務者　並河　美子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５２号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　21棟401号
債務者　鵜子喜代美（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５６号
京都府宇治市菟道谷下り45番地府営三室戸団地２棟302号
債務者　大田　範子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係